

集团的自衛権「合憲」根拠

政府が集团的自衛権の行使が合憲だとする根拠に砂川事件の最高裁判決を挙げていることについて、元仙台地裁所長で仙台弁護士会所属の泉山禎治弁護士(79)が2日までに、共同通信の取材に答え「政府は判決を勝手に解釈し、憲法違反の安全保障関連法案を国会で通そうとしている」と批判した。法案の成立後、関係者が訴訟を起せば、違憲と判断されるだろう」とも指摘した。

元裁判官が国会で審議中の法案に見解を述べるのは異例。泉山さんはこの判決に関わったわけではないが「最高裁の判例を都合よく利用するのは許されない。プロとして警鐘を鳴らすべきだと考えた」と、取材に応じた動機を説明した。

砂川事件では、東京都砂川町(現立川市)の米軍基地に立ち入ったデモ参加者が刑事特別

# 砂川判決 勝手に解釈

## 元裁判官、異例の政府批判

法違反罪に問われた。1959年の最高裁判決は、国が存立を全うするために「必要な自衛のための措置を取り得る」と認定した。

政府与党は「判決が認めた自衛権は、個別的と集团的を区別していない」として、集团的自衛権の行使は合憲だと繰り返し主張している。

強調。「外国まで押し掛けて他国のために武力行使していない脈を見れば明らかだ。そもそも当時、海外に出て行く戦力を備えていなかった」と指摘した。

泉山さんは、判決の争点はいくまで駐留米軍の違憲性であり、自衛権ではなかったと強調。「裁判は具体的な事件について

外派遣された自衛隊員が死傷したり、心的外傷後ストレス障害(PTSD)になったりといった具体的な利益侵害があり、法律に基づく派遣命令との因果関係が認められれば、違憲と判断されるだろう」と述べた。

盛岡地裁所長や仙台地裁所長、仙台高裁部総括判事を務めた泉山さん。法案の廃案を求め、仙台弁護士会が7月に主催した街頭宣伝でも演説した。元裁判官の立場で意見表明するのに葛藤はあったというが「徴兵制が始まる可能性がある。小学6年の孫が戦場に引張り出されることだけはさせたくなかった」と心情を明かした。

### 訴訟になれば「違憲判断」

一方、泉山さんは、最高裁判決について「人間で言えば正当防衛のように、独立国家である以上は自国を守る武力を持つことを否定していないだけだ」と

個別に判断する。同じようなケースだからと、誤った解釈を適用するのは邪道だ」と批判した。法案成立後、憲法違反だとして訴訟が起された場合は「海



取材に応じる元仙台地裁所長で仙台弁護士会所属の泉山禎治弁護士

砂川事件 1957年7月、東京都砂川町(現立川市)の米軍基地に立ち入ったとして、デモ参加者7人が刑事特別法違反罪で起訴された事件。東京地裁は59年3月、駐留米軍は憲法9条が禁じた「戦力」に該当するとして無罪を言い渡した。一方、検察側は高裁への控訴を経ずに直接最高裁に上告している。

最高裁は同12月、駐留米軍は憲法に反しないと指摘した上で、安保条約を「司法審査権の範囲外」として、一審判決を破棄、差し戻した。後に有罪が確定した。当時の田中耕太郎最高裁長官が判決前に米側と接触し、裁判の見通しを漏らしたことが、米公文書で判明している。